

**「林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証事業」の
事業実施者の公募について
(公 告)**

令和4年度林野庁補助事業を受け、一般社団法人林業機械化協会が実施する「林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証事業」の事業実施者を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従って応募して下さい。

記

1 事業の趣旨

急激な木材需要の変化に対応可能な原木供給力の強化を図るため、作業の省人化・省力化や林業の生産性向上を目指した伐採・集材・運材・造林作業の自動化や遠隔操作技術、森林内で利用可能な通信技術など林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証を支援します。

2 事業の概要

林業の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証として、次の①又は②の取組を支援。

① 機械・新技術の開発・実証

木材生産や造林作業の安全性向上、省人化を図る伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、自己位置推定技術、マシンガイダンス等の先端技術等を活用した機械・新技術の開発・実証。

技術熟度レベル（以下「TRL」という。）について、以下のとおり移行が見込めるもの。

【現在】 **【事業完了年度の翌年度から2年（遅くとも3年）を目安】**

TRL 2～4相当 ⇒ TRL 5相当

TRL 5相当 ⇒ TRL 6～7相当

② 先進的林業機械の実証

メーカー等と林業経営体の共同提案により、林内作業の安全性向上や省人化等を図る先進的林業機械を活用し、機械の自動化や遠隔操作技術を向上させるとともに、当該機械を中心とした事業規模での作業システムの実証、現場の実情に応じて機械等を改良する取組。

TRLについて、以下のとおり移行が見込めるもの。

【現在】 **【事業完了年度の翌年度から2年（遅くとも3年）を目安】**

TRL 6～7 ⇒ 実用化（製品化）

- * 助成対象事業の内容、技術熟度レベル等の詳細は、一般社団法人林業機械化協会ホームページに掲載する「令和4年度 林業械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証事業に係る公募要領」（以下「公募要領」という。）でご確認ください。

3 応募資格及び応募方法

本事業に応募できる者は、民間団体等（以下「団体」という。）とし、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、2の②を実施する場合は、先進的林業機械を中心として作業システムの導入・実証に取り組む林業経営体を共同提案者に含めることを要件とします。

- ア 林業機械、ICT、AI、ロボット技術等間接補助事業を実施する上で必要となる知見を有すること。
- イ 間接補助事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業内容を、それぞれの確に実施できる能力を有すること。
- ウ 間接補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- エ 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- オ 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- カ 他の公の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある取組でないこと。

4 助成候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等について書類審査、課題提案会等を行い、助成候補者を選定します。

5 課題提案書等の無効

この公告及び公募要領に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は無効とします。

6 公告に関する期限等

公告に関する各期限等は以下のとおりとします。

事項・提出物	提出期限・開催日	送付場所・掲示場所等
公告の期間及び助成条件の提示	令和5年4月10日(月)10時から 令和5年4月21日(金)17時まで	〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 一般社団法人 林業機械化協会
課題提案書提出表明書	令和5年4月21日(金)17時必着	
課題提案書	令和5年4月28日(金)17時必着	
説明会	令和5年4月14日(金)14時から	WEB形式
課題提案会	令和5年5月15日の週(予定)	WEB形式

(注)課題提案会については、開催の1週間前までにご連絡します。ただし、応募の状況等により開催しない場合もあります。

7 その他

- (1) 事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月8日(金)までとします。
- (2) この公告に記載のない事項は、公募要領によることとします。

令和5年4月10日

一般社団法人 林業機械化協会
会長 島田 泰助

【問い合わせ先】

一般社団法人 林業機械化協会
担当者：栗林
電話 : 03-5840-6217
FAX 番号 : 03-5840-6218